

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 4 年 2 月 22 日、令和 3 年度木古内町一般会計補正予算（第 12 号）を別紙のとおり専決したので、同条第 3 項の規定により承認を求める。

令和 4 年 3 月 4 日 提出
木古内町長 鈴木 慎也

承認第1号

令和3年度木古内町一般会計補正予算（第12号）

令和3年度木古内町一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 50,815千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,667,189千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年 2月22日専決

木古内町長 鈴木 慎也

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 繰 入 金		152,530	50,815	203,345
	1 基金繰入金	148,898	50,815	199,713
歳 入 合 計		4,616,374	50,815	4,667,189

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土 木 費		375,134	50,815	425,949
	2 道路橋梁費	232,255	50,815	283,070
歳 出	合 計	4,616,374	50,815	4,667,189

令和3年度 木古内町一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
18 繰入金	152,530	50,815	203,345
歳入合計	4,616,374	50,815	4,667,189

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
8 土 木 費	375,134	50,815	425,949				50,815
歳 出 合 計	4,616,374	50,815	4,667,189				50,815